平成２４年（フ）第２１３号
奈良県桜井市大字辻67番地
債務者　難波　　直
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３４９号
広島市安佐南区山本２丁目３－９　エルディム中久保101号、申立時の住所広島市安佐南区祇園４丁目８番14号
債務者　久田　京子
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４７６号
広島市中区西白島町16番29―401号
債務者　ＢＩ．ＳＩ大西こと　椎井　千鶴（旧姓大西）
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４８７号
広島県東広島市安芸津町小松原486番地
債務者　山本　早苗
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５０３号
広島県東広島市西条町下見3668番地７
フォートレスＢ棟301号
債務者　松岡　千恵
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５２２号
広島市安佐南区上安２丁目54番11号
債務者　佐々木　茂
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８４号
愛媛県西条市飯岡1876番地
債務者　合田　芳紀
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第８６号
愛媛県新居浜市郷３丁目13番25号、前住所愛媛県新居浜市庄内町６丁目11番31号
債務者　小笠原洋子
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第９４号
愛媛県西条市大町732番地５　三弘ハイツ202号
債務者　白石　貴則
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第１９号
高知県安芸市宝永町６番７号
債務者　池　　明
1　決定年月日時　平成24年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２４年（フ）第５４号
福岡県直方市大字頓野2104番地７
債務者　和田　初美
1　決定年月日時　平成24年７月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第２２号
大分県杵築市山香町大字立石1263番地９
債務者　佐藤百合子
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２４年（フ）第１７８号
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄4454番地
債務者　押川　義弘（旧姓小森）
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第１９３号
宮崎市大島町馬場尻1887番地４
債務者　東　　一忠
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第８９号
宮崎県都城市関之尾町5139番地イ
債務者　徳重　大輔
1　決定年月日時　平成24年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第９５号
宮崎県延岡市野田町5110番地　市営住宅６－１－３―25
債務者　平川　明美
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第９７号
宮崎県延岡市日の出町２丁目６番地６　日光ビル401
債務者　鴨林　史子
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第１６号
北海道虻田郡倶知安町北７条西１丁目１番地　ノースパーク春棟306号
債務者　松倉　玉克
1　決定年月日時　平成24年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
札幌地方裁判所岩内支部